

写

平成31年第4回総会

会 議 録

期 日 平成31年4月26日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第4回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成31年4月26日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	19	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	20	農地法第3条許可申請について
4	21	農地法第4条許可申請について
5	22	農地法第5条許可申請について
6	23	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4月26日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

2番	原田 克子	農業委員
5番	鮫島 裕次	農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	下山 健一
主幹兼農地係長	永江 靖博
農地係参事補	前原 光博

午前9時30分 開会

議長 平成31年第4回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員12名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。6番水野正子委員、7番楠義文委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第19号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては、議案書に記載のとおりです。

整理番号22号は所有者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号23号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号24号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号25号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、(株)〇〇〇〇、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号26号は〇〇〇〇さんが中間管理機構へ貸し出しをしている土地ですが、耕作者変更、利用権の種類の変更があり、合意解約ののち、改めて利用権設定をしようとするものです。

全体の解約面積は、畑が6筆で4,889㎡です。

以上は、農地法第18条第6項の規定による申出がありましたので、ご審議くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番22号から26号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

14番(桑原和英委員) 14番。

議長 14番。

14番(桑原和英委員) ただいま上程されました日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号3号について、私は利害関係がありますので、審議が終了するまでの間、退席を許可くださるようお願いします。

議長 桑原和英委員の退席を許可します。

(桑原和英委員退席)

議長 それでは、整理番号3号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請です。

整理番号3号。

整理番号3号の申請地は、大塚南町〇〇番、畑、391㎡、〇〇番、畑、310㎡、合計701㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、67歳、大塚中町にお住まいです。譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、50歳、大塚中町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号3号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号3号の申請地については、4ページから6ページに掲載してあります。

申請地〇〇は、火之神北町、薩摩酒造火之神工場から北側〇〇mに位置します。

申請地〇〇番は、大塚南町、海田家具より東側〇〇mに位置します。いずれも大塚花き団地内に位置しております。

整理番号3号については、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

楠委員をお願いします。

7番(楠委員) 整理番号3号について報告いたします。

4月15日に、譲受人の立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は、大塚集落の花き農業者です。

申請地の位置関係については、事務局の説明のとおりです。

申請地〇〇番は、周辺は、東側及び南側は畑、北側及び西側は道です。現在、野菜畑となっております。

次に、申請地〇〇番の周辺は、東側及び北側は畑、西側は道、南側は宅地です。現在、甘しょの育苗畑となっております。

譲受前、3年前から耕作をしているとのこと。権利取得後も引き続き甘しょの育苗畑として利用する計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号3号は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号のうち、整理番号3号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、桑原和英委員の着席を求めます。

(桑原和英委員着席)

議長 次に、整理番号4号の議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号4号についてご説明申し上げます。

整理番号4号の申請地は、里町〇〇番、畑、1,559㎡、〇〇番、畑、597㎡、合計2,156㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、77歳、南九州市穎娃町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、68歳、南九州市知覧町にお住まいです。

譲渡事由は贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の叔母にあたります。

整理番号4号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号4号の申請地については8から9ページに掲載してあります。

申請地〇〇番は、山崎研修館より北西側約〇〇mに位置し、申請地〇〇番は西側約〇〇mに位置し、いずれも、山崎畑かん地区の周辺部に位置します。

整理番号4号については、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たすと考えます。以上、説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

眞茅委員をお願いします。

4番(眞茅委員) 4月10日、譲受人、〇〇〇〇氏立会いのもと、聞き取り、現地調査を行いました。

譲渡人は〇〇〇〇氏、南九州市穎娃町に住む非農家です。また、譲受人は知覧町大隣で甘しょ、ソラマメ等を生産する専業農家で、譲渡人は叔母になります。

場所は事務局の説明とおりです。

里町462の圃場の現況としましては、東側は道路、西側は畑、南側は甘しょ畑、北側は茶畑です。

続きまして、里町〇〇の圃場につきましては、西側は市道、北側は市道、南側は住宅、東側は茶畑です。なお、平成26年頃から譲受人が耕作しており、本件取得後も甘しょを植え付ける予定とのことで、周辺の農地にも支障はないものと思え、両申請とも適切な申請ではないかと思われまます。以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号4号は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号のうち、整理番号4号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

整理番号2号。

整理番号2号の申請地は、大塚中町〇〇番、畑、485㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は選花場です。

申請事由は、「花きの栽培面積の拡大により既存の選花場が手狭になったので、申請地に新たに選花場を建設したい。」とのことです。

申請地は、12ページ、13ページに掲載してあります。大塚公民館より南西側〇〇m、大塚中町の花き団地内に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は、孤立した農地であり農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、選花機2台及び冷蔵庫1台分を置く選花場の建設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまます。

計画面積は485㎡で、問題ないものと思われまます。

選花場の転用にあたり、東側には擁壁を施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

楠委員をお願いします

7番（楠委員） 4月17日に申請人である〇〇〇〇さん立会いのもと、天達農業委員，桑原推進委員，事務局の前原さんと現地調査を行いました。

整理番号2号について報告いたします。

2号の申請地は説明がありましたとおり，大塚中町に位置する小集団の農地です。転用目的は選花場です。申請地の東側は道，その他周囲は宅地です。東側には擁壁を施し，周辺農地への土砂・雨水の流出を防止します。雨水については，東側の側溝へ放流により処理します。隣接する農地もなく，日照，通風等，支障を及ぼす恐れはありません。被害防止策も示されており，やむを得ない申請ではないかと思われます。終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第4条許可申請の整理番号2号については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第21号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で，所有権の移転に関する申請が4件，使用貸借権の設定が2件です。

整理番号9号。

整理番号9号の申請地は塩屋北町〇〇番，畑，211㎡，〇〇番，畑，170㎡，〇〇番，畑，163㎡，合計544㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，無職です。譲渡人は〇〇〇〇さん，無職，外2名です。

転用目的は，貸駐車場及び法人屋外実習用貸付地，花卉・野菜作り体験園です。

申請事由は，「法人敷地と隣接する申請地を取得して，屋外実習用の敷地及び駐車場として法人へ貸し付けるため。」とのこと。

申請地は17ページに掲載してあります。

火之神保育園から北側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は貸駐車場及び法人屋外実習用貸付地で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は544㎡で問題ないものと思われま。

転用にあたり，20cmから80cmの盛土を行います。

北側及び南側農地境界には，既存の擁壁及びブロック積みを施します。

続きまして，整理番号10号。

整理番号10号の申請地は寿町〇〇番，田，486㎡，〇〇番，田，386㎡，合計872㎡です。

借人は，有限会社〇〇〇〇代表取締役，〇〇〇〇さん，建設業です。貸人は，〇〇〇〇さん，会社役員です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は，車両・資材置場です。

申請事由は，「受注業務の増加により，既存の置場が手狭になったことから，申請地を取得して，車両・資材置場として利用したいため。」とのことです。

申請地は，19，20ページに掲載してあります。

申請地は，妙見町，妙見保育園より西側約〇〇mに位置しております。

農地の区分は，集団性が10ha以上の第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の概ね50m以内に既存住宅が3戸存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を資材置場の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は，車両・資材置場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画面積は872㎡で問題のないものと思われま

す。計画内容は建設資材用の砕石及びコンクリート製品の置場，コンテナ型現場事務所2棟，建設車両5台分の駐車場としての利用です。

転用にあたり，0.5mから1.5m盛土を行い，周囲には塀ブロックを設けます。境界より2m以上控えて設置します。

なお，申請地の東側に既存の暗渠管が設置されており，〇〇維持管理組合より境界から0.5m以上控えること，周囲農地に迷惑をかけないこと，工事着工の際は十分協議し，了解を得るなどの意見書が添付されております。また，市農政課とも実施について，協議を行っております。

続きまして，整理番号11号。

整理番号11号の申請地は明和町〇〇番，畑，321㎡，〇〇番，畑，254㎡，〇〇番，畑，420㎡，合計995㎡です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇代表取締役，〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。譲渡人は〇〇〇〇さん，無職外2名です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は，「太陽光発電設備を設置し，発電売電事業を行うため。」とのことです。

整理番号11号の申請地は，22，23ページに掲載してあります。

コンビニ店，ローソン明和町店から南西側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

計画内容は、1 m掛ける1.7mの太陽光パネル248枚、44.4kwを設置する計画です。パネル高は1.5mとし、境界より3m以上控えて設置する計画です。周囲にネットフェンス及び調整池を設置します。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

続きまして、整理番号12号。

整理番号12号の申請地は栄中町〇〇番，田，2,099㎡です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇代表取締役，〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電設備を設置し，発電売電事業を行うため。」とのことです。

整理番号12号の申請地は，25ページに掲載してあります。

申請地は県道枕崎知覧線沿い，クリーニング店ホームクリーン北側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は1m掛ける1.7mの太陽光パネル324枚，49.5kwを設置する計画です。パネル高は1.5mとし，境界より4m以上控えて設置します。周囲はネットフェンス及び南側に調整池を設け，西側の側溝へ放流する計画です。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており，事業実施の確実性は確認されております。

続きまして，整理番号13号。

整理番号13号の申請地は，木原町〇〇番，畑，305㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。譲渡人は〇〇〇〇さん，パートです。譲渡人は譲受人のおばです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家に住んでおり，申請地を購入して自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は27，28ページに掲載してあります。

県道枕崎知覧線沿い，浜村建材店から南側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は305㎡で問題ないものと思われれます。

転用にあたり，造成は現況のまま整地を行い，西側農地境界にはブロック積を施します。

建物は高さ3.8mの平屋であり，隣地境界から1 m程度以上控えて建築します。

続きまして、整理番号14号。

整理番号14号の申請地は板敷本町〇〇番，畑，399㎡です。

借人は、株式会社〇〇〇〇代表取締役，〇〇〇〇さん，建設業です。貸人は，〇〇〇〇さん，会社役員です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「会社事務所に隣接している申請地を駐車場として利用したいため。」とのことです。

整理番号14号の申請地は，30，31ページに掲載してあります。

申請地は，板敷公民館から南東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は集団性が2.6haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま

す。計画内容は普通自動車6台分の駐車場です。

計画面積は399㎡で問題のないものと思われま

す。転用にあたり，現況のまま整地し，周囲は既存のブロック及び擁壁が施されております。

整理番号9号から14号までは，いずれも，被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず，整理番号9号から11号までの3件について，楠委員をお願いします

7番（楠委員） 4月17日に，天達農業委員，桑原推進委員，有村推進委員，俵積田推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず，整理番号9号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇〇〇さんです。

9号の申請書は説明がありましたとおり，塩屋北町に位置する農地であります。転用目的は貸駐車場及び屋外実習用の法人への貸付地です。申請地の北側は畑，西側は道，東側は雑種地及び宅地，南側は宅地及び畑です。盛土を行い造成します。東側の宅地と一体的に利用します。農地境界には，既存の擁壁やブロック積みを施し，周辺への土砂・雨水を防止します。雨水については，西側側溝へ放流により処理します。工作物を設置しないので周辺土地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。そのほか被害防除計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続いて，整理番号10号について報告いたします。

立会人は会社役員代理の〇〇〇〇さんです。

10号の申請地は，説明にありましたとおり寿町に位置する集団的な農地です。

転用目的は車両・資材置場です。

申請地北側は道路，その外周囲は遊休地化した田です。

盛土を行い、周囲には塀ブロックを設け、周辺土地へ土砂・雨水が流出するのを防止します。工作物を建築しないため周辺農地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、側溝を設け、溜桝により南側水路により放流します。

なお、申請地の東側に暗渠の集水管が設置されており、管理者である〇〇〇〇維持管理組合からの意見書、配管の状況も検討されております。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われまます。整理番号11号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

11号の申請地は、説明にありましたとおり明和町に位置する農地です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請地の北側は山林化し非農地判断された畑及び太陽光パネル、西側は非農地判断された畑、東側は道です。また、非農地通知された〇〇番も一体利用します。

境界より3m以上控えて設置する計画で、日照通風等支障ないように計画します。周囲はネットフェンスを設け、調整池を設置し、南側の側溝へ放流する計画です。そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われまます。以上です。

議長 次に、整理番号12号から14号までの3件について、天達委員お願いします。

8番(天達委員) 現地確認につきましては、先ほど、楠委員からあったとおりでございますので省略いたします。

整理番号12号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

申請地は、説明にありましたとおり、栄中町に位置する農地であります。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請地の北側は宅地及び田、東側は水路を介して道路、西側は水路を介して宅地及び畑、南側は田及び畑となっております。

境界より4m以上控えて設置する計画で、日照通風等支障を及ぼさないように計画しております。

また、南側に農地がありますが、境界には土留め対策を施すよう指導したところであります。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして、整理番号13号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

13号の申請地は、事務局の説明にありましたとおり木原町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅となっております。

申請地の北側は宅地、東側及び南側は道路です。西側農地境界にはブロック積を施し、周辺へ土砂・雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は平屋であり、隣地境界から1m程度以上控えて建築し、日照通風等支障はありません。

雨水については、自然流下及び南側水路へ放流により処理することです。
生活排水も南側の道路に埋設されている下水道管へ排水する計画です。
被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま
す。続きまして、整理番号14号について報告いたします。

立会人は〇〇〇〇社員の〇〇〇〇さんです。

14号の申請地は、説明にありましたとおり板敷本町に位置する農地です。
転用目的は駐車場です。

申請地の南側は宅地、西側は畑及び一体利用の原野、東側は宅地及び原野、北側
は畑です。

周囲は既存のブロック及び擁壁が施されており、周辺土地への土砂・雨水の流出
を防止します。雨水については、側溝を設け、南側水路により処理します。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

車の出入りは一体利用地から行うとのことであり、所有者より既に承諾を得てい
ることです。なお、北側に隣接農地がありますが、借人である代表者がビワ畑
として管理することでありました。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま
す。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

3番(俵積田広昭委員) 整理番号11号について、敷地の雨水はどっちの方に流す予定と
してあるんですか。たぶん、ここは道路に水路はないはずです。南側の山の方に流
すんですか、これは。

7番(楠委員) 計画では、一番下になります、南側の道路の方に自然流水ということ
でした。

3番(俵積田広昭委員) そのままということですね。

7番(楠委員) はい。

3番(俵積田広昭委員) 道路にですよ、(「はい、道路に、側溝がないから。」という者
あり) 前も、近くにあったんですよ、そういう問題が。それで、道路に流したら、
それしか対策はないということですね。(「そういうことでした、説明は。」という
者あり)

この件に関して、水路がないと私は思っています。水を流すということは、道路
に流すということですよ。

7番(楠委員) はい、そのとおりです。

事務局 今、楠委員が言われたとおり、道を介して南側の側溝に流すというのは確かでご
ざいます。ただ、調整池をまず設置するということで、急激な排水については、そ
こで調整をするということと、もし調整池から溢れた場合には、やむなく、側溝が
ないので道に放流するんですが、道路から南側に傾斜的には流れていくんですが、
そこに影響するものというのは、23ページでござんのとおり〇〇番の宅地ござい
ます。〇〇番の宅地は、既に道と宅地の境界にブロック塀が施されておりまして、
宅地に雨水が入らないような対策が施されておりまして、道を介して市道の側

溝に流れたとしても他の土地に影響はないと判断しているところでございます。以上です。

議長 3番, よろしいでしょうか。

3番(俵積田広昭委員) はい, わかりました。

議長 調整池は, どこに設置するの。

事務局 203番の南側の境界に設置する予定とのことです。

14番(桑原委員) この案件については, その段階で検討はしたわけですけど, 2年ぐらい前かな, いろいろ問題があつて全員で見に行つてという, そういうこともありましたので, 特に水問題はどうかというところで話をして, 市道に流れる間はそんなに長くありませんので, これは大丈夫ではないかなというところで話はしたところですよ。以上です。

議長 よろしいでしょうか。(「はい」と言う者あり)

ほかにはありませんか。

ないようですので, これをもって質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号9号から14号までの6件については, 申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長 御異議なしと認めます。

よつて, 議案第22号は, 申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に, 日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第23号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は32ページになります。

大字, 字, 地番, 地目, 面積等につきましては, 議案書に記載のとおりです。

整理番号49号から69号まで利用権設定を受ける者, ○○○○さん外20名, 利用権設定をする者, ○○○○さん外28名で設定面積は田が10筆で3,919㎡, 畑が47筆で48,690㎡, 樹園地が2筆2,166㎡です。

次に, 所有権移転です。議案書は34ページになります。

整理番号9号, 10号は妙見町にお住いの○○○○さんが, 経営規模拡大に伴う売買により所有権移転を行おうとするものです。

整理番号9号の譲渡人は南さつま市にお住いの○○○○さんで, 移転面積は363㎡です。

整理番号10号の譲渡人は, 妙見町にお住いの○○○○さんで, 移転面積は477㎡です。

整理番号11号は経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で, 譲受人は南九州市にお住いの○○○○氏, 譲渡人は神奈川県にお住いの○○○○さんで, 移転面積は2筆で2,156㎡です。

以上の計画要請の内容は, 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

していると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

4番（眞茅委員） 議案第23号の整理番号62号なんですけれども、使用貸借の設定が新たに1年となっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。できれば長く、5年とか10年とか、そういう方向で進めていってもらいたいと思いますけれども。

事務局 年数というのは、当事者間で合意されたということで、こちらのほうに届出があったものです。期間について、事務局のほうで、その件について当人同士が合意したもののについて内容まで変更を求めることは、現在のところいたしておりません。

議長 畑野委員、これは委員のところなんですけど、耕作作物は何をされているんですか。

10番（畑野委員） ソラマメが中心ですね。

議長 縁故関係か何かですか。

10番（畑野委員） 兄弟ですけれども、1年更新ということでした。

議長 兄弟ということで。よろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）
ほかにはありませんか。

（なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号49号から69号まで、及び所有権移転の整理番号9号から11号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第23号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時14分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 水野 正子

会議録署名委員 楠 義文